

重要事項説明書

居宅介護支援の提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業所の名称	みんなでいきる 居宅介護支援事業所		
所在地	上越市大貫2丁目16番23号 サンクスレルヒの森 南棟1階	電話番号	025-520-5118
県指定年月日	平成21年5月1日	事業所番号	1570302859
介護支援専門員	5名	管理責任者	1名
営業日	月～金曜日 ※祝祭日、12月29日から1月3日までを除く		
営業時間	8:30～17:30（時間外は携帯へ転送し、24時間対応する）		
通常の事業の実施地域	上越市		

2. 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって、現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

具体的には、次にあげる業務を行います。

- ① ご自宅への訪問により、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- ② ①で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、適切な介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作ります。
- ③ 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族の環境について、継続的に把握・管理します。
- ④ 介護サービスに関する相談・苦情の窓口となり、問題解決に努力します。
- ⑤ あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- ⑥ あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介を致します。

3. 業務の取り扱い方針

- ① 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 居宅介護支援の提供に当たっては利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自身が選択できるように、複数のサービス事業所等の紹介や選定理由の説明を行い、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 居宅介護支援の提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ⑥ 居宅介護支援の提供に当たっては、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4. 利用料金

- ① このサービスを利用するにあたって、あなたにご負担して頂く料金は、次の通りです。

【居宅介護支援費】

利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額となりますが、法定代理受領により介護保険から利用料に相当する給付が事業所に支払われますので、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の保険料の滞納等により保険給付金が事業者には支払われない場合にあっては、別紙に掲げる厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額を実費でお支払いいただくことになります。

- ② 自己負担金が発生する場合の支払方法は、次の通りです。

1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、サービス利用月の翌月20日までにお支払い願います。

お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払方法は、銀行振込、現金の2通りの中からお選びいただけます。

5. サービス利用にあたり注意していただきたいこと

- ① あなたの希望により、この契約を解約することはいつでもできますが、事業所の業務の関係から、できる限り早めにご連絡下さい。
- ② わたしたちの作成した計画にないサービスを利用する場合や、わたしたちの作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担が大きくなることがありますので、できる限り早めにご連絡下さい。
- ③ わたしたちの提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談がございましたら、遠慮なくお申し出ください。
- ④ 作成した計画どおりにサービスをご利用されるには、あなた自身及びご家族のご協力が欠かせません。わたしたちや、他のサービス事業者からの説明や注意事項には、できる限り留意してください。

6. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 虐待防止

事業所は利用者の人権擁護、虐待や虐待の再発防止の観点から、対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員への周知を行うとともに研修を行う。

また、虐待を受けたと疑われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に連絡を行う。

8. 事業継続計画

事業者は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害地震等の自然災害時、早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるため研修や訓練を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

9. 衛生管理

事業所は、感染症の予防やまん延を防ぐため対策を検討する委員会を作り開催し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

10. 苦情相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

窓 口 設 置 場 所	みんなでいきる 居宅介護支援事業所
担 当 者	管理者 古田 明美
連絡先(電話番号)	025-520-5118

- ② あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦 情 受 付 機 関	連絡先（電話番号）
上 越 市 高 齢 者 支 援 課	025-526-5111
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

事業 者 所在地 上越市大貫2丁目16番23号
サンクスレルヒの森 南棟1階

事業者名 社会福祉法人 みんなでいきる
みんなでいきる 居宅介護支援事業所

代表者職・氏名 理事長 大島 誠 印

説明者職・氏名 介護支援専門員 印

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 ご住所

お名前 印

代 理 人 ご住所

お名前 印

立 会 人 ご住所

お名前 印